

鳥取ユニバーサルスポーツセンター ノバリア管理規程

(趣旨)

第1条 この規定は、鳥取ユニバーサルスポーツセンター ノバリア（以下「センター」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(施設)

第2条 センターの施設は次のとおりとする。

- (1) スポーツ広場
- (2) マルチルーム
- (3) トレーニングルーム

(利用時間)

第3条 センターの利用時間は、午前9時30分から午後8時30分までとする。ただし、一般社団法人鳥取県障がい者スポーツ協会会長（以下「会長」という。）が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 定期休館日 毎週火曜日（ただし、国民の祝日となる場合はその翌日。）
 - (2) 年末年始休館日 12月29日から翌年1月3日まで
- 2 会長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず休館日に開館し、または臨時に休館日を定めることができる。

(利用の許可)

第5条 センターの施設（トレーニングルームを除く。）・設備及び備品等（以下「センター等」という。）を利用しようとする者は、利用する5日前までに別に定める鳥取ユニバーサルスポーツセンター ノバリア利用許可申請書（兼利用料減免申請書）（以下、「許可申請書」という。）を提出し、鳥取ユニバーサルスポーツセンターノバリア 館長（以下、「館長」という。）の許可を受けなければならない。

- 2 館長は、前項の規定により許可をしたときは、別に定める鳥取ユニバーサルスポーツセンター ノバリア利用許可書（兼利用料減免承認書）兼請求書（以下、「利用許可書」という。）を交付するものとする。
- 3 館長は、センターの管理上必要と認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。
- 4 センター等を利用するものは、当該許可に係る利用期間が満了するまで、第2項の規定により交付を受けた利用許可書を携帯し、職員の求めがあったときは、これを提示しなければならない。
- 5 トレーニングルームを利用しようとする者は、別に定める鳥取ユニバーサルスポーツセンターノバリア利用登録申込書（以下、「利用登録書」という。）を提出し、利用カードの発行を受けなければならない。なお、利用する際は、利用カードの提示をもって利用許可とする。

(利用の報告)

第6条 第5条第1項及び第5項の規定により許可を受けた者（以下「使用者」という。）でスポーツ広場、マルチルームを利用した者は、利用終了時に、別に定める鳥取ユニバーサルスポーツセンター ノバリア利用報告書（以下、「利用報告書」という。）を提出しなければならない。

(利用者に関する確認事項)

第7条 利用者は、センターに対し、利用者、利用者を代理または媒介する者その他の利用の関係者が以下の各号に該当しないことを表明し保証する。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準備員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）
- (2) 次のア～オの関係を有する者
 - ア 反社会的勢力がその経営を支配していると認められる関係
 - イ 反社会的勢力がその経営に実質的に関与していると認められる関係
 - ウ 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係
 - エ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、または関与している関係
 - オ 反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係

(利用の制限)

第8条 館長は、センター等及びトレーニングルームの利用者、利用の目的および方法等が次の各号の一に該当するときは、第5条第1項及び第5項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は、善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの施設を損壊するおそれが認められるとき。
- (3) 利用者が前条各号に該当したとき
- (4) その他センターの管理に支障があると認められるとき。

(利用の取消し又は届出)

第9条 利用者がセンター等の利用を取消し又は変更をしようとするときは、当該使用開始の日の5日前までに、別に定める鳥取ユニバーサルスポーツセンター ノバリア利用取消（変更）届出書を館長に提出しなければならない。

(許可の取消し等)

第10条 館長は、利用者が次の各号の一に該当するときは、又はセンターの管理上特に必要と認めるときは、その許可を取消し、又は第5条第3項の規定により許可に付した条件を変更することができる。

- (1) この規定に違反したとき。
- (2) 利用の目的又は第5条第3項の規定により付した条件に違反する行為があると認

められるとき。

(3) 詐欺その他不正な手段により許可を受けたとき。

(4) その他センターの利用に関し不相当と認められる行為があると認められるとき。

(利用料の支払い)

第 11 条 利用者は、別表 1 に定める利用料を支払わなければならない。

2 利用料は、利用許可書に記載された期限までに支払わなければならない。

(利用料の減免)

第 12 条 館長は、別表 2 のとおり前条の利用料を減免することができる。

2 利用料の減免を受けようとする者は、第 5 条第 1 項の許可申請書を提出する際に館長に提出しなければならない。

3 館長は、前項の規定により許可をしたときは、利用許可書を交付するものとする。

(利用料の返還)

第 13 条 既に支払った利用料は返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、利用料を返還することができる。

なお、返還を希望する者は、別に定める鳥取ユニバーサルスポーツセンター ノバリア返還申請書を提出しなければならない。

(1) 利用者の責任によらない理由で使用できなくなったとき。

(2) 利用開始の日の 5 日前までに利用の取消し、又は変更の届出をしたとき。

(3) 前各号に定めるもののほか、特別の理由があるとき。

(利用者の遵守事項)

第 14 条 利用者は、センターの使用に際しては、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 許可事項を遵守し、管理者又は関係係員の指示に従うこと。

(2) センター等をき損しないこと。

(3) センター等を汚さないこと。

(4) 利用許可のないセンターの施設を利用しないこと。

(5) 備品等をセンター外に持ち出さないこと。

(6) 火器を使用しないこと。

(利用権の譲渡等の禁止)

第 15 条 利用者は、センター等及びトレーニングルームの利用の権利を他人に譲渡したり、転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第 16 条 利用者は、センター等及びトレーニングルームの利用が終わったときは、速やかに当該センター等及びトレーニングルームを現状に復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。

2 センター等及びトレーニングルームを破損し、又は滅失したときは、速やかにセンター

長に届け出てその指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第 17 条 利用者は、故意又は過失によりセンターの施設を破壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(センターの管理)

第 18 条 館長は、センターを円滑に運営するためセンターを正常な状態に維持するよう努めるものとする。

(補 則)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に会長が定める。

附則

この規程は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

別表 2

区 分	減免率
<p>(1) 次に該当するものが利用するとき。ただし、物品等の販売を主たる目的としないもの、入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。</p> <p>なお、免許証及び各種手帳等の確認ができない場合は、減免適用外とし、利用料金を徴する。</p> <p>① 下記の者及び介護者（1人の介助では困難と認められてときは2人までの介助者を対象とする。</p> <p>ア 身体障害者手帳の交付を受けた者</p> <p>イ 療育手帳の交付を受けた者</p> <p>ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</p> <p>エ 児童相談所長又は知的障害者更生相談所長が知的障がい者（児）として証明した者及び知事が障害の状態に関する証明書の交付を受けた者</p> <p>オ 児童相談所長が、自閉症を主たる症状とする児童について、病院に収容することを要しないとして、証明書を交付した者</p> <p>カ 小学校長又は中学校長が、知的障がい、病弱等に伴って情緒障がいを有する児童又は生徒として認め、証明書を交付した者</p> <p>キ 障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者が利用するとき</p> <p>ク 特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けた者が利用するとき</p> <p>② 介護保険法の要介護又は要支援認定を受けた者及びその介護者</p>	<p>個人で利用する場合 10/10</p> <p>団体等で利用する場合、利用者（大会等役員を除く）のうち 1/2 以上の障がい者、要介護者等が含まれる場合 10/10</p> <p>1/2 未満の場合 1/2</p>
<p>(2) 県が主催又は共催する集会その他の催しの場合であって、その都度県が減免を要請し、館長が特に必要と認めるもの。</p> <p>(3) 障がい者スポーツの振興を目的として行う催しで、館長が特に必要と認めるもの。</p>	10/10